

国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設設置基準

変更前	変更後
<p>1 目的</p> <p>国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定（以下「認定規定」という。）に基づきこの基準を定める。</p> <p>なお、本基準における申請者とは、認定規定第3条の会場地の実行委員会を言う。</p> <p>2 競技施設認定の書類</p> <p>認定規定第4条に定める申請書について、施設認定時（現地視察）に際して必要な書類等は、次が揃っており、申請者が用意すること。</p> <p>(1) 設計図，計算書，仕様書及び必要な場合は建築確認書（写）並びにパネル等の図面，安全性・強度等の仕様書及び安全性・強度に対する確認試験項目。</p> <p>(2) 製造及び施工者が提出した計算書及び施工図面並びに製造及び施工者が実施した前項(ア)の確認試験結果報告書（写）</p> <p>(3) 本協会が指示した強度及び安全性に対する確認試験の結果報告書。</p> <p>(4) 仮設の場合は，常設に準じた資料を提出すること。</p> <p>3 認定の基準</p> <p>認定の基準第9条について</p> <p>会場地の特性によって、屋外施設の場合は、競技が十分な雨天対策（背面を含む）を施し、ウォール、競技者及びビレイヤーが濡れないよう配慮するとともに、側面は風の影響を受けにくい構造を考慮し、競技者の足元が濡れるのを防ぐため、ウォールおの前面にはすのこ状の台を設置すること。また、ウォールの強風対策、落雷対策が強く求められる。</p> <p>(2) 屋外設置にあたっては、リード競技施設の場合、北（または北東）向き、ボルダー競技施設の場合、北向きでの設置が望ましい。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本基準は、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規定（以下「認定規定」という。）に基づき定めるものとする。</p> <p>2 本基準における申請者とは、認定規定第3条に定める会場地の実行委員会のことを言う。</p> <p>(申請)</p> <p>第2条 申請者は、認定規定第4条に基づき、次の(1)から(4)に定める資料を、申請時に提出しなければならない。</p> <p>(1) 設計図，計算書，仕様書及び必要な場合は建築確認書（写）並びにパネル等の図面，安全性・強度等の仕様書及び安全性・強度に対する確認試験項目。</p> <p>(2) 製造及び施工者が提出した計算書及び施工図面並びに製造及び施工者が実施した前項(ア)の確認、試験結果の報告書（写）</p> <p>(3) 本協会が指示した強度及び安全性に対する確認試験の結果報告書。</p> <p>(4) 仮設の場合は，常設に準じた資料を提出すること。</p> <p>3 認定の基準＝削除＝</p>

4 競技場の基準

リード競技施設、ボルダー競技施設ともに室内設置であり、選手のパフォーマンスを十分発揮できるよう、空調等の整備が前提である。

なお、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技の地方予選会を行なうクライミング・ウォール（以下「ウォール」という。）についてはこの内容に準ずることが望ましい。ウォーミング・アップ施設についてはこの限りではない。

(1) 施設認定のための条件

① ウォールの全体構造は、建築基準法に基づくことを前提とする。ただし、すべての構造物は建築基準法の適用を受けること。これは仮設・常設や工作物・建築物に関わらず適用される。

② ウォール、確保支点、ホールド等の強度及び安全性は、CEN（欧州標準化委員会）で承認されたEN基準（ヨーロッパ標準規格、以下同じ）若しくはそれに相当する国際基準を満たすことを前提にする。

EN基準は現在、3つのカテゴリーに分かれて制定されている。

EN基準 12572-1

第1部：確保支点のある人工登攀構造物の安全性要求事項と試験方法

EN基準 12572-2

第2部：ボルダー壁の安全性要求事項と試験方法

EN基準 12572-3

第3部：クライミングホールドの安全性要求事項と試験方法

③ 認定規定第10条第2項について

ア (1) でいう「ルート長さ」は、選手の登ったラインに沿った距離であり、起点と終点を直線的に結んだ長さではない。また、(2) でいうルートの幅は3m以上が設定可能なものであることから、ルートそのものの幅は4～5m以上が望ましい。

イ (3) のルート数と形状は、オンサイト・リード方式の競技を実施する上での競技運営上の必要から規定したものである。2名の選手が競技をすることを規定している。

ウ (4) の角度の変化は、クライミング・ウォール全体が一体、2段、あるいは、多段に分かれ

(競技場の基準)

第3条 認定規定第2条第2項第1号に定めるクライミング・ウォール（以下「ウォール」という。）及び関連する区域は、次の各号を満たすものとする。

(1) ウォールの設置場所は、リード競技施設、ボルダー競技施設ともに屋内とし、選手がパフォーマンスを十分に発揮できるよう空調設備などで温度変化が少なくなるように留意する。

(2) ウォールの全体構造は、建築基準法に基づくことを前提とする。すべての構造物は建築基準法の適用を受けること。これは仮設・常設や工作物・建築物に関わらず適用される。

(3) ウォール、確保支点、ホールド等の強度及び安全性は、CEN（欧州標準化委員会）で承認されたEN基準（ヨーロッパ標準規格、以下同じ）若しくはそれに相当する国際基準を満たすことを前提にする。

(4) ウォールのパネルの材質は、EN基準に規定された強度及び安全性に対する確認試験を行い、その結果がこの基準を満たすものであればよく、常設の場合の耐用年数は、5年以上を目安に製造者が保障する期間とする。なお、申請者は競技期間中におけるパネルなどの破損に対しては競技への支障がないよう迅速に対応するものとする。

(5) ウォールのパネル上のホールドの取付け穴は、20カ所以上/m²を目安とする。

※EN基準は現在、3つのカテゴリーに分かれて制定されている。

EN基準 12572-1

第1部：確保支点のある人工登攀構造物の安全性要求事項と試験方法

EN基準 12572-2

第2部：ボルダー壁の安全性要求事項と試験方法

(6) リード競技のウォールの仕様は、次に定める通りとする。

①ウォールの高差は12m以上とし、ウォールの

て傾斜していても構わない。

設置したウォールに設定されたルートは、競技運営上、競技終了後（前日の夜間、あるいは競技当日）に短時間で設定し直すことになる。このルートの設定をし直すため、高所作業車の活用等より、作業の軽減を図るための方策を講ずること。

エ (5) のパネルの材質は、「(1)施設認定のための条件」で示した強度及び安全性に対する確認試験を行い、その結果がこの基準を満たすものであればよく、常設の場合の耐用年数は、5年以上を目安に製造者が保障する期間とする。なお、申請者は競技期間中におけるパネルなどの破損に対しては競技への支障がないよう迅速に対応するものとする。

オ ハンガーは、概ね1mに1ヶ所設けなくてはならない。

カ パネル上のホールドの取付け穴は、20カ所以上/m²を目安とする。

難易度あるいは質的な変更は次によりを行う。

(ア) ホールドの取替え

(イ) ホールドの向きの変更

④ 認定規定第10条第3項について

本項は、ボルダー競技場のウォールでの競技実施のために規定されたものであり、規定された内容を備えていなければならない。

ア (8) の規定は、競技中若しくは休憩エリアから他のボルダーのオブザベーションを排除するための対策である。必要に応じて、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すことも必要となる。

イ (10) の規定は、競技者の安全確保を優先し、競技の円滑な進行を図る上で最も重要な要素となる。

- ・ 競技者が墜落すると予想される範囲に敷設する。
- ・ 外被は全体が一体となっている継ぎ目のないものが望ましいが、やむを得ず複数に分ける場合はその継ぎ目を塞ぐ方策を講ずること。
- ・ 一般的に市販されているマットの素材は、外被はターポリンなど、芯材は硬軟のウレタン

幅は15m以上の長さでかつ3メートル以上の幅の近似のルートが4本同時に設定可能なものとする。

ここでいうルートの「長さ」は、選手の登ったラインに沿った距離であり、起点と終点を直線的に結んだ長さではない。

同時にルートの「幅」とは登っていく選手の重心位置の左端と右端の間隔を指す。したがって、1本のルートあたりに必要なウォールの幅は4～5m以上となる。

②ウォールの傾斜は、最小傾斜部の角度を100度、最大傾斜部の角度を150度とし、かつ平均傾斜を約120度とする。

③角度の変化は、クライミング・ウォール全体が一体、2段、あるいは、多段に分かれて傾斜していても構わない。

④ウォールは左右の縁の使用が可能であるように側面を有するか側面用の部材の取り付けが即時可能でなければならない。

⑤ウォールに設定されたルートは、競技運営上、競技終了後（前日の夜間、あるいは競技当日）に短時間で設定し直すことになる。このルートの設定をし直すため、高所作業車の活用等より、作業の軽減を図るための方策を講ずること。

⑥ハンガーは、概ね1mに1ヶ所設けなくてはならない。

⑦ハンガーの誤使用防止のための、取外しが可能なハンガーカバーを備えること。

(7) ボルダー競技場のウォールの仕様は、次に定める通りとする。

①ウォールの高さは、マット面から5メートル以内とする。

②ウォールは、合計4ルート以上を同時に設定可能な規模とし壁面積の合計は120m²以上とする。

③ウォールは原則として連続する1面とする。ただし、競技運営上の必要性から、2基に分割してもよい。分割する場合の1基あたりの壁面積は、60m²以上とする。

④ウォールは、観客席から見やすいようにステージ上に設置されなければならない。

フォームを2層以上に貼り合わせた構造となっている。やわらかいものは衝撃吸収に優れているが、競技中の選手の行動を妨げるので、適度な硬さのものが必要になる。

- ・ 高さ3m程度からの墜落を想定されるので、厚さは30cm程度となる。
- ・ 競技中にマットが移動することがないように、設置と固定に十分な配慮を行う。

4 アイソレーション・ゾーンの仕様

認定規定第10条第4項は、アイソレーション・ゾーンの概要について規定したものである。

本施設についても台風等の荒天時対策を十分実施必要がある。

- (1) 本規定は、種別チームの数の選手・監督・トレーナーを合わせての最大104名が収容できるスペースを確保するためのものである。(原則、最大種別チーム者数×2㎡以上。)そのため、選手・監督・トレーナーへの情報伝達が公平かつ円滑に行え、対応できるスペースが必要である。
- (2) 本規定は、選手のコンディションとウォームアップ用ウォールにおけるマット設置(厚さ30cm)における安全性の確保、アップウォールの面積について、最大種別選手数52名×1㎡=52㎡以上が必要であることを示した。設置規模は、高さ3m幅5m以上のウォールを2面以上設けるよう規定している。選手の身体ウォームアップ及びムーブの確認等ができるものであればよい。

5 コール・ゾーンの仕様

- (1) 認定規定第10条第5項は、コール・ゾーンについての規定である。
- (2) コール・ゾーンは、ルートが見えない場所に設置されなければならないほか、競技の公平性から、競技状況が把握できる歓声や放送などは排除するよう努めなければならない

⑤ウォールの傾斜は、最小傾斜部の角度を85度、最大傾斜部の角度を150度とし、かつ平均傾斜を約120度とする。

⑥ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。

⑦ルートセットにおける秘匿性の確保のための、カーテン等の装置を設置すること。なお、カーテン内部でルートセット作業を行うことができるようにすること。

⑧安全対策のため、ウォールの基部に壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようにマットを設置するものとする。高さ3m程度からの墜落を想定されるので、厚さは30cm程度とする。設定範囲は競技者が墜落すると予想される範囲全体とする。

⑨マットの外被は全体が一体となっている継ぎ目のないものが望ましいが、やむを得ず複数に分ける場合はその継ぎ目を塞ぐ方策を講じること。

※ 一般的に市販されているマットの素材は、外被はターポリンなど、芯材は硬軟のウレタンフォームを2層以上に貼り合わせた構造となっている。やわらかいものは衝撃吸収に優れているが、競技中の選手の行動を妨げるので、適度な硬さのものが必要になる。

⑩競技中にマットが移動することがないように、設置と固定に十分な配慮を行う。

- (8) ウォールと観戦エリアの間に、審判席及びメディアゾーンを設けなければならない。メディアゾーンは、ウォール前方や左右に設置し、競技中の選手の撮影に十分なものとする。なお、選手動線や審判員の業務に与える影響が最小限となる位置に設定すること。

第4条 認定規定第2条第2項第2号に定める区域は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 判定用公式ビデオ記録を撮影するためのビデオカメラを設置する場所は、ビデオカメラの前を人が通行するといった撮影の妨げになることが可能な限り発生しない位置とすること。
- (2) 撮影を中断・停止することなく、判定用公式

ビデオ記録を再生及び確認、保存できる専用の録画システムを、競技エリアに隣接した区域に設置しなければならない。

第5条 認定規定第2条第2項第3号に定める区域は、次の各号を満たすものとする。

- (1) コール・ゾーンは、原則として当日競技をする選手8名以上を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけ競技エリアに隣接して設置されなければならない。
- (2) コール・ゾーン及びトランジット・ゾーンは、競技エリアが見えない場所に設置されなければならない。また競技の公平性から、競技状況が把握できる歓声や放送などは排除するよう努めなければならない。
- (3) アイソレーション・ゾーンからコール・ゾーンへの移動に相当の時間を要する場合は、コール・ゾーンに簡便なウォームアップ・ウォールを用意しなければならない。

第6条 認定規定第2条第2項第4号に定める設備は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 選手及び審判、観客が準備時間及び最大競技時間の残り時間を確認できるよう、計時用具をウォール面毎に設置しなければならない。また、ボルダー競技においては、判定用公式ビデオ記録で記録可能な位置に設置しなければならない。
- (2) ボルダー競技の計時用具は、次を満たすものとする。
 - ① 準備時間および最大競技時間の残り時間を秒単位（1秒未満切り上げ）で表示すること。
 - ② 最大競技時間の残り1分の時点および最大競技時間の開始と終了、準備時間および最大競技時間の終了5秒前からのカウントダウンを伝える音声信号を出すこと。
- (3) 競技進行中、選手及び監督、役員、一般観戦者がリザルトをインターネット上でリアルタイムに確認できるシステムを用意しなければならない。また、当該システムを操作する機器を、競技エリアに隣接した区域に設置しなければならない。

第7条 認定規定第2条第3項に定める区域は、次の各号を満たすものとする。

- (1) リード競技の決勝及びボルダー競技の予選及び決勝のウォームアップ・エリアはアイソレーション状態で運営するため、原則として当該ラウンドに参加する選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。そのスペースは、選手一人当たり原則として2㎡以上であり、ウォールに隣接して設置されることに努めるものとする。また、できるだけ競技エリアに隣接して設置されることが望ましい。選手・監督・トレーナーへの情報伝達が公平かつ円滑に行え、対応できるよう配慮すること。
- (2) 予選では種別チームの数の選手・監督・トレーナーを合わせての最大104名、決勝では予選通過チーム数が増える場合を考慮し最大30名が収容できるスペースを確保する。
- (3) リード競技の決勝及びボルダー競技の予選及び決勝は、リード競技予選のウォームアップ・エリアをアイソレーション状態で運用するため、外部からの隔離のための設備等、アイソレーション・エリアとしての利用が可能なものとする。ただし、アイソレーション・エリアとして必要最低限なスペースを確保するものとする。
- (3) ウォームアップ・エリアには、ウォームアップ用のウォールと安全確保用のマットを備えなければならない。ウォールの面積は、選手一人当たり1㎡以上かつ（原則として高さ3メートル、幅5メートル以上）60㎡以上なければならない。リード競技予選では、2種別が同時に競技を行うことを考慮し、その総面積を120㎡とする。安全確保用マットについては競技用ウォールに設置するものに準じた仕様のものであるものとする。
- (4) ウォームアップ用のウォールは連続した1面である必要はなく複数面に分かれていて良い。ただし1つの面の幅は5m以上とする。

第8条 認定規定第2条第4項に定める区域には、

次の各号の諸室を設けるものとする。

- (1) 運営本部
- (2) 競技本部
- (3) 審判員・ルートセッター控室
- (4) 競技役員・ボランティアスタッフ控室
- (5) プレスセンター
- (6) 来賓控室
- (7) ホールド保管庫

第9条 認定規定第2条第5項に定める区域は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 一般観客や来賓、選手等が着座して観戦できる設備を設けること。なお、来賓及び選手の観戦エリアは、一般観客向けのエリアとは別区画に設けること。
- (2) 観客エリアが屋外の場合は、雨天時にも支障なく観戦できるよう万全の対策を施すこと。

付 則

- 1 本基準の改廃は、常務理事会で行う。
- 2 本基準は、平成25年5月11日から施行する。
平成26年 5月25日 一部改定
平成31年 4月11日 一部改定
令和 元年 8月1日 一部改正
令和 3年 2月10日 一部改正
令和 4年 7月14日 一部改正
令和 5年 3月 9日 一部改定
ボルダー表記改正の施行は、J S P O国スポ委員会承認後とする。
令和 5年 5月11日 一部改定

付 則

- 1 本基準の改廃は、常務理事会で行う。
- 2 本基準は、平成25年5月11日から施行する。
平成26年 5月25日 一部改定
平成31年 4月11日 一部改定
令和 元年 8月1日 一部改正
令和 3年 2月10日 一部改正
令和 4年 7月14日 一部改正
令和 5年 3月 9日 一部改定
ボルダー表記改正の施行は、J S P O国スポ委員会承認後とする。
令和 5年 5月11日 一部改定
令和 7年 3月13日 一部改定
ただし、施行はJ S P O国スポ委員会承認後。